

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	九州地方整備局関連新聞記事の著作権使用契約（佐賀新聞）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 7年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社 佐賀新聞社 佐賀市天神3-2-23
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥198,000- （月額）
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0- （月額）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 九州地方整備局関連新聞記事の著作権使用契約  
(佐賀新聞)
2. 履 行 場 所 国土交通本省、九州地方整備局及び管内事務所
3. 随意契約の相手方 株式会社 佐賀新聞社  
佐賀県佐賀市天神3-2-23
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の  
4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

九州地方整備局では、国土交通省の行う事業がどのように報道されているか、また、行政全般に関する情報、地方自治体の動向等を知り、業務の参考とするため、佐賀新聞の記事を複写スキャニングし、各部署に電子メールにより、配信する必要がある。

そのためには、株式会社 佐賀新聞社の著作権使用許諾を得る必要があるため、同社と著作権使用契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

総務部 総務課長